



むさし証券

自己資本規制比率

556.4%

(2024年3月末現在)

| | | (単位：百万円) |
|-----------------|----------------------|----------|
| 項目 | | 指標 |
| 固定化されていない自己資本の額 | (A) | 14,842 |
| リスク相当額合計 | (B) | 2,667 |
| | 市場リスク相当額 | 834 |
| | 取引先リスク相当額 | 756 |
| | 基礎的リスク相当額 | 1,076 |
| 自己資本規制比率 | [(A) / (B) x 100%] | 556.4% |

〈ご参考〉自己資本規制比率とは

自己資本規制比率とは、金融商品取引業者の財務の健全性を測る重要な指標です。金融商品取引法第46条の6において、金融商品取引業者は、その業務に伴う諸事情により発生し得るリスクを、内閣府令で定められた方法に基づき、総体的に日々把握・管理し、それらのリスクが顕在化した場合でも、それに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産（固定化されていない自己資本）を維持することが義務づけられています。

具体的には、本表の「固定化されていない自己資本の額（A）」を、「リスク相当額合計（B）」で除した数値（自己資本規制比率）が120%を下回ることがないようにしなければなりませんとされています。

なお、本表は、自己資本規制比率を記載した書面であり、金融商品取引法第46条の6第3項の規定に基づき、各四半期の末日時点の状況を翌月末時点から3ヶ月間、すべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することとされています。